

令和5年度分 市民税・県民税申告の手引 浜松市

申告期限・・・令和5年3月15日（水）

申告が必要な人

令和5年1月1日現在浜松市に居住し、令和4年中に所得のあった人
ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- ① 税務署へ所得税の確定申告をする人（上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得があった人で、所得税と異なる課税方式を選択する人を除く（P15参照））
- ② 収入が公的年金等のみで、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除のない人（P3参照）
- ③ 勤務先から給与支払報告書が市役所に提出され、その他に所得や控除のない人
- ④ 非課税所得のみの人（遺族年金・障害年金・失業手当など）

★前年中に所得がなかった人、上記④に該当する人は、申告の義務はありませんが、証明発行や各種申請手続き（※）の資料となりますので、必要な人は申告してください。

※非課税証明書の発行、国民健康保険料・児童扶養手当・保育料・公営住宅家賃の算定、国民年金の免除申請など

申告書の提出方法

ホームページで申告書の作成ができます！ 印刷して、郵送又は窓口へ。

【市トップページ>手続き・暮らし>税金>税金インデックス>市民税・県民税の申告書作成コーナー】



浜松市 申告書作成コーナー

検索



●郵送又は窓口持参する人（作成済の申告書）

郵送先 市民税課（下記参照）

持参窓口 東・西・南・浜北の各区区民生活課、引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の各協働センター、北区・天竜区の資産税課、税務総務課（市役所3階）、市民税課（元目分庁舎2階）

提出物・方法 申告書、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の写し、添付書類（収支や控除の内容が分かる書類）をすべて一つの封筒に入れて提出してください。

（P2「添付・提示書類一覧」を必ずご確認ください）

※添付書類の返却を希望する場合は、返信用封筒（住所・氏名記入、切手貼付）を同封してください。
本人確認書類の写しの返却はいたしません。

注意事項 添付書類は、申告書に貼り付けないでください。

必要な添付書類が同封されていない場合、控除の適用を受けられないことがあります。

●会場で申告書を作成する人

日程・会場 別紙「市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご確認ください。

持ち物

- ・申告書
 - ・本人確認書類（マイナンバーカードなど）
 - ・添付又は提示する書類（収支や控除の内容が分かる書類）
- （P2「添付・提示書類一覧」を必ずご確認ください）

【お問合せ・郵送先】 〒430-0948 浜松市中区元目町120番地の1 元目分庁舎2階
浜松市 財務部 市民税課 個人市民税グループ
TEL (053) 457-2145

添付・提示書類一覧

(1) 本人確認書類

申告者本人の番号確認（マイナンバー確認）と身元確認を行いますので、次の書類をお持ちください。

申告会場に来た人	必要な書類
申告者本人	① 「申告者本人」の番号確認書類： 原本の提示 ② 「申告者本人」の身元確認書類： 原本の提示 ※マイナンバーカードがあれば②は不要
同世帯の親族 (市内居住)	① 「申告者本人」の番号確認書類： 写しの添付 ② 「会場に来た人」の身元確認書類： 原本の提示 ③ 代理権確認書類： 委任状原本の添付 ※同世帯であることを確認できれば③は省略可
その他の代理人 (税理士など)	① 「申告者本人」の番号確認書類： 写しの添付 ② 「会場に来た人」の身元確認書類： 原本の提示 ③ 代理権確認書類： 委任状原本の添付 ※代理人が親族の場合は、申告者本人しか持ち得ない書類で③は代用可

◆番号確認書類の例・・・ マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し など

◆身元確認書類の例・・・ マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、障害者手帳、在留カード など

(2) 添付・提示する書類（収支と控除の内容が分かる書類）

項目等	添付又は提示する書類	
収入金額等	営業等	● 収支内訳書、支払調書 など
	農業	● 収支内訳書
	不動産	● 収支内訳書
	配当	● 配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書 など
	給与	● 給与所得の源泉徴収票
	公的年金等	● 公的年金等の源泉徴収票
	業務・その他	● 個人年金支払通知書、支払調書 など
一時	● 満期返戻金支払通知書、解約返戻金支払通知書 など	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	● 領収書、源泉徴収票、支払額証明書 ● 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」 など
	小規模企業 共済等掛金控除	● 支払った掛金額の証明書、領収書 など
	生命保険料控除	● 保険会社が発行した控除証明書（支払額証明書）
	地震保険料控除	● 保険会社が発行した控除証明書（支払額証明書）
	勤労学生控除	● 高等学校、大学、高等専門学校等の場合は、在学証明書又は学生証 ● 各種学校、専門学校等の場合は上記に加え、その学校から交付される、控除対象となる学校に該当することの証明書
	障害者控除	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 など
	配偶者（特別）控除、 扶養控除等	● 配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など） ● 国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）について扶養控除等を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」 ※外国語で作成されている場合、日本語の翻訳文も添付
	雑損控除	● 災害関連支出の領収書、り災証明書（住家に損害を受けた場合）、 損失額が分かるもの
	医療費控除	● 医療費控除の明細書 ● 医療費通知の添付で明細の記載を省略する場合は、医療費通知（医療費のお知らせ）（原本） ● 各種証明書（おむつ使用証明書など）
	セルフメディケーション税制による 医療費控除の特例	● セルフメディケーション税制の明細書
寄附金に関する事項	● 寄附した団体などから交付された領収書や受領証	

※源泉徴収票や各種控除の証明書等を紛失された場合は、証明書などの発行元に再発行を依頼してください。

公的年金等の収入の申告について

● 所得税の確定申告（税務署）

次のいずれにも該当する場合、計算の結果、納税額がある場合でも所得税の確定申告は必要ありません。
① 公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り）の収入金額が400万円以下である
② 公的年金等以外の所得金額の合計が200万円以下である
※ただし、医療費控除等により所得税（源泉徴収税額）の還付がある場合などは、確定申告をすることができます。

● 市民税・県民税の申告（市役所）

所得税の確定申告をしない人でも、以下に該当する人は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ・ 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除と異なる内容で控除を受ける人
- ・ 前年中に支払った医療費や生命保険料などがあり、控除を受ける人
- ・ 公的年金等以外に事業や不動産などの所得がある人

源泉徴収票 見本

項目	金額
源泉徴収税額	8,250円
給与所得	2,629,000円
社会保険料の額	87,890円
国民健康保険料(税)額	55,900円
後期高齢医療保険料額	122,600円
合計	2,666,300円

※①欄(複数の源泉徴収票がある場合は合計)が400万円以下であり、源泉徴収票に記載されている控除以外に控除がなく、公的年金等以外に所得がない人は、申告は不要です。

※③欄は、あなたが令和4年中に公的年金からの引き落としとして支払った社会保険料が記載されています。この他に、あなたが納付書や口座振替で支払った保険料(国民健康保険料など)の控除を受けたい場合は、申告が必要です。

※②欄は、あなたが令和3年中に年金支払者に提出した『扶養親族等申告書』に基づき、記載されています。記載内容に変更がある場合は、申告が必要です。

※生命保険料控除や医療費控除などを受けたい場合は、申告が必要です。

収入が公的年金等のみで、申告書（市民税・県民税申告書又は確定申告書）の提出がない場合は、年金支払者から提出された公的年金等支払報告書の記載内容で市民税・県民税を計算します。

申告書の書き方

申告書表面

公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、「源泉票・任意継続」か「国保・介護・後期」のどちらか片方の欄にのみ記入してください。

令和5年度分 市民税・県民税 申告書

表

（あて先）
浜松市長

現在所
浜松市中区元城町103番地の2

1月1日現在所
同上

フリガナ
ハママツ タロウ

個人番号
30-1-10

氏名
浜松 太郎

職業又は職業
会社員

電話番号
(X)-()-XXXX

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の種別	支払った保険料
国民健康保険	156,770
国民年金	154,500
介護保険	311,270
後期高齢者医療保険料	43,000
国民年金保険料	20,000
国民健康保険料	120,000
国民年金保険料	10,000
国民健康保険料	60,000

1 収入金額等

収入の種類	金額
給与	1,200,000
配当	100,000
公的年金等	1,809,500
雑所得	1,762,856
その他	612,350
合計	150,000

2 所得金額

所得の種類	金額
給与	1,085,600
公的年金等	662,856
その他	49,050
雑所得	711,906
総合課税一時	75,000
合計	2,064,054

4 所得から差し引かれる金額

控除の種類	金額
社会保険料控除	311,270
生命保険料控除	70,000
地震保険料控除	25,000
配当控除	330,000
配偶者控除	830,000
基礎控除	430,000
雑損控除	30,000
西暦調整控除	2,026,270
合計	3,000

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市税・県民税の納税方法

給与から徴収（特別徴収）
 自分で納付（普通徴収）

16 配偶者の扶養控除等に関する事項

氏名	生年月日	扶養控除の種別
1 浜松 太郎	12・3・5	子
2 浜松 一太郎	4・5・4	父
3 浜松 三郎	11・3	子

17 医療費控除

支払った医療費	控除される金額
133,000	3,000

申告する場合、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。

所得金額調整控除後の金額を記入してください。

申告書裏面

源泉徴収票を添付しない人は記入してください。

6 給与所得の内訳

月	上	前	支払日	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

7 事業・不動産所得に関する事項

土地の種別	取得年月日	取得金額	必要経費	申告する課税所得
不動産（営業）	〇〇年〇〇月〇〇日	1,200,000円	1,108,457円	

8 配当所得に関する事項

配当の種別	支払決定年月	収入金額	必要経費
△△株式会社		100,000円	0円

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種別	支払決定年月	収入金額	必要経費
個人年金	△△生命保険	612,350円	563,300円

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税	所得	収入金額	必要経費	所得金額	税率	課税所得
一時		1,600,000	950,000	650,000	50%	325,000

11 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	職業	所得	課税
1 浜松 太郎	12・3・5	会社員		可
2 浜松 一太郎	4・5・4	会社員		可
3 浜松 三郎	11・3	会社員		可

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	生年月日	職業	所得	課税
1 浜松 一太郎	4・5・4	会社員		可

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項

配当割額	金額
株式等譲渡所得割額	5,000円

15 寄附金に関する事項

寄附先	金額
10,000円	
3,000円	
3,000円	

16 所得金額調整控除に関する事項

所得税と異なる課税方式の選択（納税通知書送達まで）

所得のなかった人などは、該当する項目を上記の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する人は、市民税・県民税の課税方式をチェック（し）してください。

事業・不動産所得の申告には、別紙（収支内訳書）を添付してください。

※ 寄附先などから交付された寄附金の領収書の添付又は提示が必要になります。

収入金額等・所得金額

事業/①営業等 ②農業

- ①営業等：卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業又は医師、弁護士、外交員、大工などの事業から生ずる所得
 所得の計算 総収入金額（ア欄）－ 必要経費 ＝ 所得金額（①欄）
 ※家内労働者等に該当する人は、必要経費の計算の特例を受けられる場合があります。詳しくは浜松市ホームページをご覧ください。
- ②農業：農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得
 所得の計算 総収入金額（イ欄）－ 必要経費 ＝ 所得金額（②欄）

③不動産

- 賃貸、貸付、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得
 所得の計算 総収入金額（ウ欄）－ 必要経費 ＝ 所得金額（③欄）

④利子

- 国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものなどによる所得
 ※源泉分離課税となっている預金等の利子等は申告できません。
 ※特定公社債等の利子等は「上場株式等の配当等」に含まれます。申告方法は、申告分離課税のみです。
 所得の計算 収入金額（エ欄）＝ 所得金額（④欄）

⑤配当

- 株式や出資に係る剰余金の配当、投資信託の収益の分配などによる所得
 ※上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けられるものを除く）に係る配当所得は、申告分離課税を選択することができます。
 所得の計算 収入金額（オ欄）－ 負債の利子（※1）＝ 所得金額（⑤欄）
 （※1）株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に返る

⑥給与

- 給料、賞金、賞などによる所得（前年中の総支払額（税金や社会保険料などを差し引く前の金額）から算出）
 ※勤務先から源泉徴収票が発行されない場合、申告書裏面「6 給与所得の内訳」に月別の収入、勤務日数等を記入してください。
 所得の計算 P7 「給与所得の求め方」参照

雑/⑦公的年金等 ⑧業務 ⑨その他

- ⑦公的年金等：国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金 など
 所得の計算 P7 「公的年金等の雑所得の求め方」参照
- ⑧業務：副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの【例】原稿料、報酬など
 所得の計算 収入金額（ク欄）－ 必要経費 ＝ 所得金額（⑧欄）
 ※家内労働者等に該当する人は、必要経費の計算の特例を受けられる場合があります。詳しくは浜松市ホームページをご覧ください。
- ⑨その他：公的年金等や業務以外のもの【例】生命保険年金、互助年金などの所得、暗号資産取引など
 所得の計算 収入金額（ク欄）－ 必要経費 ＝ 所得金額（⑨欄）

⑩総合課税（短期・長期）、一時所得

- ⑩総合課税：ゴルフ会員権、機械器具、金地金などの譲渡による所得
 譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの所有期間により、短期（5年以内）と長期（5年を超える）に区別されます。
 所得の計算 申告書裏面「10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」参照（特別控除が50万円まであります）
 ※土地や建物、株式等の譲渡による所得の申告は、申告分離課税のため、「市民税・県民税申告書」と「分離課税月」を使用します。
- ⑪一時所得：賞金、慰労金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などのような一時的な所得
 所得の計算 申告書裏面「10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」参照（特別控除が50万円まであります）

●非課税所得

- 遺族年金、障害年金、失業手当、傷病手当金、（特別）児童扶養手当、出産手当金、育児休業手当金 など
 ※これらの所得は課税の対象となりませんので、申告書表面への金額の記入は不要です。

前年中の所得がなかった人

- 前年中の所得がなかった人や、非課税所得のみだった人が申告する場合（P1参照）は、所得金額の合計（⑫欄）に0を記入してください。併せて、前年中の状況について申告書裏面にチェックを入れてください。
 【申告書裏面】◎参考事項（前年中に所得のなかった方）

<input type="checkbox"/> 親族などに扶養されていた。 <input type="checkbox"/> 遺族年金、障害年金を受給していた。 <input type="checkbox"/> 雇用保険などを受給していた。 <input type="checkbox"/> その他
()

給与所得の求め方

△	給与等の収入金額（合計）	円	□	所得金額調整控除★ （□－△）	円	【最高25万円】
□	給与所得控除後の給与等の金額	円	△	給与所得金額 （□－△）	円	⑥欄

△の金額	□の金額	△の金額	□の金額
～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	□×0.6 + 100,000円
551,000円～1,618,999円	△－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	□×0.7－80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	□×0.8－440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	□×0.9－1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	△
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	□＝△÷4（千円未満切捨て）×4	

公的年金等の雑所得の求め方

□	公的年金等の収入金額（合計）	円	△	割合	－	□	控除額	＝	□	公的年金等に係る雑所得の金額	円	（1円未満切捨て）
---	----------------	---	---	----	---	---	-----	---	---	----------------	---	-----------

受給者の年齢	△ 公的年金等の収入金額（合計）	□ 割合	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			□ 控除額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和33年1月2日以後に生まれた人	～1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円～	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
65歳以上 昭和33年1月1日以前に生まれた人	～3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円～	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

★所得金額調整控除

※次の（1）又は（2）に該当する場合、一定の金額を給与所得から控除します

（1）子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除

適用対象者	△給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合 ①本人が特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
□控除額	（△給与等の収入金額－850万円）×10% ※1円未満切上げ 【最高15万円】

【注意】②又は③の対象者で、申告書表面「⑩扶養控除」欄、「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記載がない場合は、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

（2）給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除

適用対象者	□給与所得控除後の給与等の金額」と「□公的年金等に係る雑所得の金額」があり、その合計金額が10万円を超える場合
□控除額	{ □給与所得控除後の給与等の金額（最高10万円）＋ □公的年金等に係る雑所得の金額（最高10万円） }－10万円 【最高10万円】

所得から差し引かれる金額（所得控除）

⑬社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除
※配偶者その他の親族の年金から引き落とし（特別徴収）されている社会保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、口座振替によりあなたがその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたが次の掛金を支払った場合の控除
・小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金（DeCoの掛金など）、心身障害者扶養共済制度に係る掛金

⑮生命保険料控除

受取人があなたや配偶者その他の親族となっている生命保険料をあなたが支払った場合の控除 【最高70,000円】
※通し当金や積戻金は、支払った保険料から差し引きます。

旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料）		控除額		
支払保険料	計算式	一般の生命保険	個人年金保険	
～ 15,000円	支払保険料の金額	円	円	
15,001円～ 40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円	円	円	
40,001円～ 70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	円	円	
70,001円～	35,000円	円	円	
旧契約の控除額(A) ※1円未満切り上げ		①	円	②

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料）		控除額		
支払保険料	計算式	一般の生命保険	個人年金保険	介護医療保険
～ 12,000円	支払保険料の金額	円	円	円
12,001円～ 32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円	円	円	円
32,001円～ 56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	円	円	円
56,001円～	28,000円	円	円	円
新契約の控除額 ※1円未満切り上げ		③	円	④

旧契約・新契約の控除額の合計(B)	①+③	②+④	
	円	円	
(A)と(B)のいずれか大きい金額(介護医療保険は⑤の金額)	⑦	円	⑤
生命保険料控除額⑦+⑥			円【最高70,000円】

※新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

⑯地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（配当金除く）がある場合の控除 【最高25,000円】
※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間が10年以上で満期返金のあるものに係る保険料）については、従前の損害保険料控除の適用を受けられます。
※地震保険料、旧長期損害保険料の両方の保険料がある場合は、それぞれ計算した控除額の合計(⑩+⑪)が地震保険料控除です。

A 地震保険料		B 旧長期損害保険料	
計算式	控除額⑩ ※1円未満切り上げ	支払保険料	控除額⑪ ※1円未満切り上げ
		～ 5,000円	支払保険料の金額
支払保険料×1/2	円	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
	【最高25,000円】	15,001円～	10,000円

※保険料の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※AとBの両方の支払が確認された保険料は、AとBのどちらか一方（地震保険料控除額が多くなる方）のみに該当するものとして計算します。

⑰～⑱寡婦控除・ひとり親控除

あなたの前年中の合計所得金額が50万円以下であり、寡婦又はひとり親である場合の控除

区分	要件等	控除額
寡婦	・夫と離婚した後、婚姻していないこと ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・扶養親族（他の人の同一生計配偶者、扶養親族を除く）を有すること ・夫と死別した後婚姻していない、又は夫の生死が不明であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	26万円
ひとり親	・現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者、扶養親族を除く）がいること	30万円

⑲勤労学生控除

法令で定められている大学、高等学校などの学生又は生徒で、次のア・イに該当する場合の控除
①自己の勤労による給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下であること
②自己の勤労によらない所得が10万円以下であること

控除額
26万円

⑳障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族として申告されている人が障がい者である場合の控除

※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や扶養親族対象外の16歳未満の扶養親族についても適用を受けられます。

区分	要件等	控除額
障害者	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、精神保健指定医等により知的障がい者と判定された人、福祉事務所から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人 など	26万円
特別障害者	障がい者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人 など	30万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人	53万円

㉑～㉒配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がおり、次のア・イ・ウを満たす場合、あなたと配偶者のそれぞれの前年中の合計所得金額に応じて受けられる控除

①あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること
②配偶者が事業専従者（青色・白色）でないこと
③配偶者が他の人の扶養親族として申告されていないこと

控除の種類	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 70歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 ※夫婦がお互いに適用することはできません	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

●同一生計配偶者とは？

あなたと生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人

●控除対象配偶者とは？

同一生計配偶者のうち、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者

②扶養控除

あなたに控除対象扶養親族（前年中の合計所得金額が4.8万円以下の人）がいる場合の控除

※他の人が同一生計配偶者や扶養親族として申告していないこと

※別居の同一生計配偶者や扶養親族がいる場合には、申告書裏面「1.2 別居の扶養親族等に関する事項」に必要事項を記入してください。

区分	要件等	控除額
控除対象扶養親族	特定扶養親族 19歳以上23歳未満の人（平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた人）	4.5万円
	老人扶養親族 70歳以上の人（昭和28年1月1日以前に生まれた人）	3.8万円
	同居老親等 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人	4.5万円
その他の扶養親族	16歳以上（平成19年1月1日以前に生まれた人）で上記以外の人	3.3万円
年少扶養親族	16歳未満の人（平成19年1月2日から令和4年12月31日までに生まれた人） ※扶養控除の対象外ですが、課税・非課税の判定などに使用するため記載してください	

①から③までの控除を受けられるかどうかの判定は、令和4年12月31日の現況によります。
ただし、その人が年の途中で死亡した場合は、その死亡のときの現況によります。

③基礎控除

あなたの合計所得金額が一定金額以下の場合に適用される控除

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	4.3万円
2,400万円超 2,450万円以下	2.9万円
2,450万円超 2,500万円以下	1.5万円

④雑損控除

あなたや前年中の総所得金額等が4.8万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする人が、災害や盗難、横断によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除（次の①、②のいずれか多い方の金額）

①損失額（損害金額 - 保険金などで補てんされる金額） - 総所得金額等の10%

②損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000円

⑤医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

前年中に支払った医療費や特定の医薬品の購入費が一定の金額以上ある場合の控除

次の「A 医療費控除」と「B 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」は、どちらか一方を選択してください（両方の控除を併せて適用を受けることはできません）。※対象となる医療費や医薬品等、必要書類等は、P.11 参照

A 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合

$$\text{医療費控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{前年中に支払った} \\ \text{【最高2,000万円】} \end{array} \text{医療費の総額} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 10\% \\ \text{【所得の合計額が2,000万円未満} \\ \text{の人は、所得の合計額の5\%】} \end{array} \right]$$

（※）令和4年中に実際に支払った金額です。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

B 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

※申告書表面「⑤医療費控除」欄の「区分」欄に「1」と記入
あなたが健康の保持増進及び疾病の予防のために一定の取組（※1）を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

（※1）一定の取組とは、インフルエンザの予防接種、がん検診、定期健康診断、特定健康診断などです。ただし、一定の取組に要した費用は控除の対象になりません。

$$\text{医療費控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{前年中に支払った} \\ \text{【最高8,000円】} \end{array} \text{特定一般用医薬品等購入費の総額} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - 12,000円$$

C 保険金などで補てんされる金額（A・B共通）

医療費の補てんを目的として支払を受ける保険金や給付金

【例】医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金、療養費や出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費 など

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

A 医療費控除について

＜対象となる医療費＞

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない範囲の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれないもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
○医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる療術の対価 ○助産師による分娩の介助の対価 ○医師等による一定の特定保健指導の対価 ○介護福祉士等による修練吸引等の対価	○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような項目 ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ○助産師による分娩の介助の対価 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」のあるもの（※1）） ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価（※2）	○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ○健康診断の費用（※3） ○タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く） ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
○保健師や看護士、准看護師による療養上の世話の対価 ○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	○上記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 ○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	○親族に支払う療養上の世話の対価 ○疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含む）
○病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的業務の提供の対価	○病状からみて息を要する場合に病院に収容されるための費用	○親族などから人的業務の提供を受けたことに対して支払う謝礼

（※1）おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

（※2）介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価のうち、医療費控除の対象となる金額は、指定介護老人福祉施設等や指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に記載されることになっています。

（※3）人間ドックなどの健康診断や特定健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診断を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診断の費用も医療費控除の対象となります。

＜申告に必要な書類＞

●医療費控除の明細書（添付必須）※領収書の添付又は提示による申告はできません。
なお、領収書は5年間保存する必要があります

※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付する場合には、明細書の記入を省略できます。ただし、次の6項目すべてが記載されているものが対象です。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた人
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥被保険者等の名称

B 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

＜対象となる医薬品等購入費＞

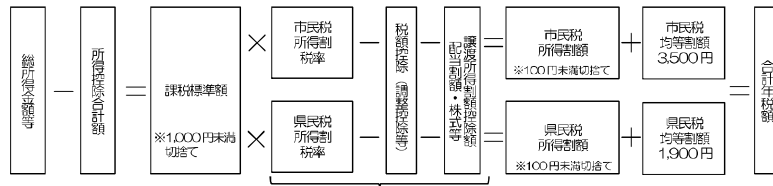
購入の額の領収書などに、セルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。

具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

＜申告に必要な書類＞

●セルフメディケーション税制の明細書（添付必須）※領収書の添付又は提示による申告はできません。
なお、領収書と一定の取組を行ったことを明らかにする書類は5年間保存する必要があります。

市民税・県民税の計算方法



(1) 均等割額

市民税	3,500円	「防災・減災のための市民税500円」を含む
県民税	1,900円	「防災・減災のための県民税500円」と「森林(もの)づくり県民税400円」を含む

(2) 所得割の税率(総合課税所得)

市民税	8%	※分離課税所得は、税率が異なります。
県民税	2%	

(3) 所得割の税率(分離課税所得)

短期課税所得	区分	市民税	県民税	
	一般	7.2%	1.8%	
軽減	一般	4%	1%	
長期課税所得	特	2,000万円以下	3.2%	0.8%
	定	2,000万円を超える部分*	4%	1%
	軽	6,000万円以下	3.2%	0.8%
	課	6,000万円を超える部分*	4%	1%

*課税長期課税所得が2,000万円又は6,000万円を超える部分からは税率が変わります

税控除

(1) 調整控除

次の計算で求めた金額が、所得割額から控除されます。ただし、あなたの合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用されません。

区分	調整控除額の算出方法
合計課税所得金額が200万円以下の場合	次の①・②のいずれか少ない金額の5% (市民税4%、県民税1%) ①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円を超える場合	人的控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)の5% (市民税4%、県民税1%) ※算出額が2,500円未満の場合は2,500円 (市民税2,000円、県民税500円)

●所得税と市民税・県民税の人的控除の差 (単位: 万円)

控除の種類	控除差	あなたの合計所得金額と控除差		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
基礎控除	5			
障害者控除	普通	1		
	特別	10		
ひとり親控除	母	5		
	父	1		
寡婦控除	1			
勤労学生控除	1			
扶養控除	特定	18		
	老人	10		
	同居老親等	13		
	その他	5		

(2) 配当控除 (申告方法や配当などの種類によっては、適用されません)

株式配当などの配当所得を総合課税で申告した場合、その所得金額に下表の率を乗じた金額が所得割額から控除されます。

種類	課税標準額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券 投資信託等	外債建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外債建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

(3) 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)

平成25年から令和4年までに入居し、前年分の所得税で住宅ローン控除の適用を受けた場合、次の①・②のいずれか少ない金額が所得割額から控除されます。(控除割合: 市民税4/5、県民税1/5)

①所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税から控除しきれなかった金額

②下表で計算した控除額

入居した年月	平成25年1月～令和4年12月(注1)	平成26年4月～令和3年12月(注2)
控除額	(ア)A×5% (最高97,500円)	(イ)A×7% (最高136,500円)

※Aは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

(注1)令和4年中に特別特例取得に該当する住宅に入居した人の控除額は、(イ)と同じです。
●特別特例取得とは・・・
消費税率の税率10%が適用となる住宅の取得等で注文住宅は令和2年10月から令和3年9月未まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月未までまでに契約締結されているものをいいます。
(注2)住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限り、ます。

(4) 寄附金税額控除

次のアからエのいずれかに該当する寄附金がある場合は、申告書裏面に記載してください。下記の「控除額の計算方法」で計算した額の所得割額から控除されます。なお、申告の際には、寄附先などから交付された寄附金の領収書等の添付又は提示が必要です。

※寄附先が地方団体(ふるさと納税)の場合、寄附ごとの「寄附金の領収書等」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付又は提示することもできます。

【申告書裏面】15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	ア	※ふるさと納税 など (総務大臣の指定を受けている自治体に対する寄附金に限る)
静岡県共同募金会、日赤静岡県支部・ 都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)	イ	
条項指定分	静岡県	※寄附団体は、浜松市ホームページ参照
	浜松市	



控除額の計算方法

$$\text{①基本控除額} = (\text{ア} + \text{イ} + \text{エ} \times 1) - 2,000円 \times \text{県民税}2\% \\ (\text{ア} + \text{イ} + \text{エ} \times 1) - 2,000円 \times \text{市民税}8\%$$

(※1)上限は、総所得金額等の30%

$$\text{②特別控除額} \text{ (※2)} = (\text{イ} - 2,000円) \times \text{下表の割合1} \times (\text{市民税}4/5 \cdot \text{県民税}1/5)$$

(※2)上限は、市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%

$$\text{③申告特例控除額} \text{ (※3)} = \text{特別控除額} \times \text{下表の割合2} \times (\text{市民税}4/5 \cdot \text{県民税}1/5)$$

(※3)ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)が適用される場合に加算

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合1
0円 ~ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ~ 3,300,000円	79.79%
3,300,001円 ~ 6,950,000円	69.58%
6,950,001円 ~ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ~ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ~ 40,000,000円	49.16%
40,000,001円 ~	44.055%

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合2
0円 ~ 1,950,000円	5.105 / 84.895
1,950,001円 ~ 3,300,000円	10.21 / 79.79
3,300,001円 ~ 6,950,000円	20.42 / 69.58
6,950,001円 ~ 9,000,000円	23.483 / 66.517
9,000,001円 ~	33.693 / 56.307

※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)

次の条件を満たし、期限内に寄附先の自治体へ申告特例の申請を行った人が対象です。

・給与所得者等で所得額の確定申告書(市民税・県民税申告書を含む)を提出する必要がない人

・前年中の寄附先の自治体の数が5以下の人

【注意】所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書を含む)を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)の申請は無効になります。寄附金税額控除の適用を受けるためには、寄附金全て(申告特例の申請を行った寄附金を含む)について申告書に記載する必要があります。

(5) 外国税額控除

外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税や住民税等が課された場合、所得税、県民税及び市民税の控除限度額を限度として所得金額から控除します。

※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用を受けられます。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得を申告した場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に特別徴収(天引き)された配当割額、株式等譲渡所得割額を申告書裏面に記載してください。特別徴収(天引き)された配当割額、株式等譲渡所得割額は、所得割額(税額控除後)から控除されます。(控除割合は、市民税3/5、県民税2/5)

なお、控除の適用には、納税通知書が送達される日までに所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書を含む)を提出する必要があります。

【申告書裏面】 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当所得控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

市民税・県民税の納税方法の選択について

給与と公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得に対する納税方法を選択することができます。希望する納税方法の口欄に☑チェックを入れてください。

【申告書裏面】 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

市民税・県民税が課税されない人

均等割・所得割どちらも課税されない人

(1) 令和5年1月1日時点で、次の①又は②に該当する人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②未成年者(平成17年1月3日以降生まれで、未婚)、障がい者、ひとり親又は寡婦に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の人

※民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳又は19歳の人は、市民税・県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

※障がい者、ひとり親又は寡婦の人が非課税となるためには、申告が必要な場合があります。

(2) 前年の合計所得金額が、下表の金額以下の人(※1)

所得割が課税されない人(均等割のみ課税)

- (1) 所得控除の合計額が、総所得金額を上回る人
- (2) 前年の総所得金額等が、下表の金額以下の人(※2)

同一生計配偶者+扶養親族の数	非課税(※1)	均等割のみ課税(※2)
無	～ 415,000円	～ 450,000円
1	～ 919,000円	～ 1,120,000円
2	～ 1,234,000円	～ 1,470,000円
3	～ 1,549,000円	～ 1,820,000円

(※1) 計算式 315,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+189,000円(※3)

(※2) 計算式 350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+320,000円(※3)

(※3) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の所得税と異なる課税方式の選択について

令和6年度分からは、**所得税と異なる課税方式の選択はできません。**

上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等は、申告不要制度、総合課税(配当所得のみ)、申告分離課税のいずれかの課税方式を選択することができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、**市民税・県民税納税通知書が送達される日まで**に、所得税の確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

ただし、確定申告で申告した特定配当等、特定株式等譲渡所得の全部について申告不要を選択する場合は、P16を参照してください。

○申告方法

●**所得税で申告した特定配当等や特定株式等譲渡所得の一部の申告不要を選択する場合や、所得税と異なる課税方式を選択する場合**

- ・市民税・県民税申告書の提出が必要で、申告不要を選択する所得については、申告書への収入金額及び所得金額の記載は不要です。
- ・申告書裏面の希望する課税方式に☑チェックを入れてください。

【申告書裏面】 ◎所得税と異なる課税方式の選択(納税通知書送達まで)

所得の種類	市民税・県民税の課税方式		
上場株式等の配当等に係る配当所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度	<input type="checkbox"/> 総合課税	<input type="checkbox"/> 申告分離課税
上場株式等の配当等に係る利子所得	<input type="checkbox"/> 申告不要制度		<input type="checkbox"/> 申告分離課税
源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等	<input type="checkbox"/> 申告不要制度		<input type="checkbox"/> 申告分離課税

○申告書の提出時に、ご提示をお願いしている書類

★確定申告書を提出している場合、確定申告書の控えの写し一式

(確定申告書の第一表～第四表(1)(2)及び株式等の譲渡所得等の金額の計算明細書 など)

★上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書

○選択できる所得の課税方式

所得の種類	選択可能な課税方式		
上場株式等の配当等に係る配当所得(大口株主等が支払を受けるものを除く) ※申告する場合、全てについて総合課税と申告分離課税のいずれか一方のみを選択する必要があります。一部を総合課税とし、残りを申告分離課税とすることはできません。	申告不要制度	総合課税	申告分離課税
上場株式等の配当等に係る利子所得	申告不要制度		申告分離課税
源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等 ※源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座)や一般口座での取引に係る所得は、住民税(5%)が特別徴収されていないため、申告不要制度は選択できません。	申告不要制度		申告分離課税

●上場株式等の配当等に係る配当所得・利子所得について

・申告するかどうかは、1回に支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごとに選択が可能です。

●源泉徴収口座の上場株式等の譲渡所得等、又は配当所得等について

- ・源泉徴収口座の譲渡所得等、又は源泉徴収口座の配当所得等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- ・源泉徴収口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座内の配当所得・利子所得も併せて申告する必要があります。
- ・源泉徴収口座の譲渡損失(上場株式等の配当等を受け入れている場合、損益通算後)を、その源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例の適用を受けるときなどは、申告する必要があります。

○申告する際の注意点

・申告不要制度を選択した場合や納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合、配当控除や、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除は受けられません。また、**納税通知書送達後は一度選択した課税方式を変更することはできません。**

・異なる課税方式の選択により、医療費控除等の一部の所得控除において、所得税と住民税で差異が生じる可能性があります。また、所得税と異なる課税方式の選択により所得が減少し、他の納税義務者の所得控除(配偶者(特別)控除、扶養控除 など)が変更になる場合は、当該他の納税義務者は、別途、市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。

●参考 所得税で申告した特定配当等や特定株式等譲渡所得の全部の申告不要を選択する場合

令和4年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税において申告不要とする場合（所得税においてもその全てを申告不要とする場合を除きます。）には、確定申告書の下記の箇所に○を記入してください。原則として市民税・県民税の申告書の提出は不要ですが、**下記の注意点を必ずご確認ください。**

【確定申告書第二表】○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割戻控除額	株式等譲渡所得割戻控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得等の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附（特別控除対象）	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県、条例指定寄附	市区町村、条例指定寄附
					○					

○注意点

- ・住民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、当該欄に○を記入することはできません。
- ・上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等（所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含みます。）、上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収口座以外のもの）又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、住民税において申告不要とすることができないため、当該欄に○を記入することはできません。
- ・住民税における繰越控除の適用額や繰越損失額、医療費控除等の適用額などが所得税と異なる場合には、住民税の申告が必要です。

用語説明

- 「控除対象扶養親族」とは
扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた人（16歳以上）
- 「扶養親族」とは
前年12月31日現在（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する人
 - ・あなたと生計を一にする
 - ・配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
 - ・前年中の合計所得金額が48万円以下
 - ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でない
- 「生計を一にする」とは
日常生活の費用を共にすること
勤務の都合や修学、療養などのために家族と別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、これに該当する。
- 「同一生計配偶者又は扶養親族を有する」とは
確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族とされている親族がいること
- 特定配当等
上場株式等の配当等のうち、大口株主等が支払を受けるものを除く配当及び利子で、支払金額に対して所得税等（15.315%）と住民税（5%）が源泉徴収（特別徴収）されているもの
- 特定株式等譲渡所得
特定口座のうち源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の譲渡所得等で、所得税等（15.315%）と住民税（5%）が源泉徴収（特別徴収）されているもの
- 非上場株式の少額配当等
非上場株式の配当等のうち、1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるもの（住民税では申告不要を選択できません）

$$10\text{万円} \times \text{配当計算期間}(\ast) \div 12$$
※配当計算期間…その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間

- 課税総所得金額
下記の①・②の合計金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額）から、所得控除合計額を差し引いた金額（千円未満切捨て）
- 合計課税所得金額
下記の①・②の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額）から、所得控除合計額を差し引いた金額（千円未満切捨て）
- 総所得金額等
下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額）
- 合計所得金額
下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額）

- ①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の1/2の金額
- ③申告分離課税（長（短）期譲渡所得については特別控除前）の所得金額の合計額

＜繰越控除＞

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除